

多機関共同研究の実施に伴う手続きについて

本学のヒト生命倫理審査委員会（以下、本委員会）ガイドラインの適用範囲の定めにおいて、「既に他大学等の倫理審査委員会の審査を受けている多機関共同研究」については審査の対象外となっていますが、当該研究が倫理指針（※）に準拠する研究の場合、別途、他大学等より、本学の研究機関の長による共同研究の実施許可書の提出を求められることがあります。

※人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省 厚生労働省 経済産業省）

該当する研究の共同研究機関となる場合、必要に応じて以下の申請を行ってください。

記

〈申請〉

他大学等の倫理審査委員会の審査結果（承認通知等）を受け取った後に、「多機関共同研究における研究実施許可申請書」（様式）を本委員会事務局（CRC 研究推進担当）に提出してください。

※ 様式

上記申請書（様式）の電子ファイルは、CRCHP 内の「各種ガイドライン・学内様式」（https://www.dendai.ac.jp/crc/kenkyu/provisions/crc_guidelines.html）の「ヒト生命倫理に係る研究」（様式）よりダウンロードしてください。

※ 許可

申請内容を確認した後に、「多機関共同研究における研究実施許可通知書」を申請者に送信します。

以上

【参考】

東京電機大学ヒト生命倫理審査委員会ガイドライン抜粋

II. 適用範囲

(中略)

7. 前述の適用範囲を踏まえ、以下に該当するものは本学ヒト生命倫理委員会の審査の対象外とする。

(中略)

- (4) 多機関共同研究において、既に他大学等の倫理審査委員会の審査を受けている場合。
-

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針・同ガイダンス抜粋

(指針)

第3章 研究の適正な実施等

第6 研究計画書に関する手続

(中略)

2 倫理審査委員会への付議

(中略)

- (2) 研究代表者は、原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について、一の倫理審査委員会による一括した審査を求めなければならない。
- (3) 研究責任者は、倫理審査委員会に意見を聴いた後に、その結果及び当該倫理審査委員会に提出した書類、その他研究機関の長が求める書類を研究機関の長に提出し、当該研究機関における当該研究の実施について、許可を受けなければならない。

(中略)

- (5) 研究責任者は、多機関共同研究について(2)の規定によらず個別の倫理審査委員会の意見を聴く場合には、共同研究機関における研究の実施の許可、他の倫理審査委員会における審査結果及び当該研究の進捗に関する状況等の審査に必要な情報についても当該倫理審査委員会へ提供しなければならない。

(ガイダンス)

- ・(3)の規定において、一括した審査を行った場合、研究代表者は当該審査結果、審査過程のわかる記録及び当該倫理審査委員会の委員の出欠状況を共同研究機関の研究責任者に共有し、各研究機関の研究責任者はそれをもって当該研究機関の長に研究の実施の許可を受ける必要がある。
 - ・(2)、(3)及び(5)の規定において、多機関共同研究である場合、各共同研究機関の研究責任者が各々の研究機関の長による当該研究の実施について許可を受ける必要がある。
-